# 出席停止期間について

## 【参考1】出席停止期間

| 感染症の種類          | 出席停止期間                       |
|-----------------|------------------------------|
| インフルエンザ         | 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。    |
| (特定鳥インフルエンザを除く) |                              |
| 新型コロナウィルス感染症    | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を   |
|                 | 経過するまで。                      |
| 流行性耳下腺炎         | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過   |
| (おたふくかぜ)        | し、かつ、全身状態が良好になるまで。           |
| 髄膜炎菌性髄膜炎        | 病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで。 |

## 【参考2】出席停止期間の算定の考え方

「○○した後△日を経過するまで」とした場合は、「○○」という現象が見られた日の翌日を 第1日目として算定する。

例えば、「解熱した後2日目を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

|月曜日に解熱| → 火曜日(解熱後1日目) → 水曜日((解熱後2日目)

→ (この間発熱がない場合) → 木曜日から登校可能

ただし、第2種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

※「学校感染症による欠席届」は、職員室および保健室にあります。 また、本校ホームページよりダウンロードも可能です。

## 学校感染症の取り扱いについて

### 学校感染症の種類(学校保健安全法施行規則第18条)

| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 |
|-----|---|
|     | ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウ  |
|     | イルス属SARSコロナウィルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群 (病原体がベー |
|     | タコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエ   |
|     | ンザ  |
| 第2種 | インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、  |
|     | 風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎    |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 |
|     | 急性出血性結膜炎、その他の感染症                          |

#### **出席停止**(学校保健安全法施行規則第19条)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等が あるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

### 出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

- 1. 第1種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 2. 第2種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者については、次の期間。ただし、 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
  - イ. インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)にあっては、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
  - ロ. 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで。
  - ハ. 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで。
  - 二. 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで。
  - ホ. 風疹にあっては、発疹が消失するまで。
  - へ. 水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで。
  - ト. 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
  - チ. 新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
- 3. 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の 医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 4. 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 5. 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と 認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 6. 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、 学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ※ なお、出席停止については「学校感染症による欠席届」(別紙様式)を学校に提出すること。